

COP25の結果：パリ協定6条（市場メカニズム）

6条2項のアカウントングルール及び非市場アプローチ(6条8項)については、ほぼ完成版のテキストを作成。6条2項における適応への支援、国連管理メカニズム(6条4項)のCDMクレジット移管について合意が出来ず。COP26へ決定を先送り。

議長テキスト第3版：12月15日(日)00:50版の概要(下線が、特に大きな論点)

6条2項(アカウントングガイダンス)

- ・ITMOs定義(6.4ER含む)
- ・相当調整(CA)の手法(トラジェクトリー+毎年調整もしくは平均値)
- ・NDC内外・国際緩和目的(CORSIA)にCAを適用
- ・報告・レビュー・記録(A6データベース)
- ・**緩和・適応行動の野心**(キャンセル+適応基金への拠出+義務的報告)

作業計画

- ・ GHG以外の単位扱い
- ・ 他のCA手法
- ・ 6条報告フォーマット作成
- ・ 6条レビューガイダンス作成

6条4項(国連管理メカニズム)

- ・監督委員会(委員構成・実施細則)
- ・**相当調整(CA)の適用時期はCMA3で決定**
- ・SOP(2%を発行クレジットから徴収)
- ・OMGE(2%以上をキャンセル)
- ・**CER移管の詳細はCMA3で決定**

作業計画

- ・ 相当調整の適用時期詳細
- ・ 方法論(ベースライン・追加性)詳細
- ・ CDMプロジェクト移管詳細
- ・ CER移管詳細

6条8項(非市場アプローチ)

- ・ 5年作業計画(サブミッション、技術ペーパー、WS等の開催)
- ・ NMAフォーラムの立ち上げ(SBSTA/SBI議長の下で実施)